

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称、及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考
CT装置保守点検業務委託契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2013/3/31	東芝メディカルシステムズ(株) 新潟県長岡市今朝白1-8-18	当該業務を遂行できる唯一の業者であり、他に対応できる業者がないことから会計規程第52条第4項に該当するため。	-	3,055,500	-		
平成25年度放射性医薬品調達契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2013/3/29	公益社団法人 日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	当該物品を販売する唯一の業者であり、他に対応できる業者がないことから会計規程第52条第4項に該当するため。	-	(予定総額) 5,350,275	-		単価契約
在宅持続陽圧呼吸療法治療器賃貸借契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2013/3/29	株式会社福山ムトウ 上越市本町2-3-23	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(会計規程52条第4項)	-	(予定総額) 5,211,648	-		単価契約
人工呼吸器賃貸借契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2013/3/29	株式会社福山ムトウ 上越市本町2-3-23	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(会計規程52条第4項)	-	(予定総額) 4,571,784	-		単価契約
受変電設備修繕	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2013/3/27	株式会社東光クリエート 上越市平成町570	総務省基準類型番号13「緊急の必要により競争に付することができない場合、及び会計規程52条第4項」緊急の必要により競争に	-	2,940,000	-		
在宅持続陽圧呼吸療法治療器賃貸借契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2012/03/30	株式会社福山ムトウ 上越市本町2-3-23	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(会計規程52条第4項)	-	(予定総額) 5,103,072	-		単価契約
人工呼吸器賃貸借契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2012/03/30	株式会社福山ムトウ 上越市本町2-3-23	安全性確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(会計規程52条第4項)	-	(予定総額) 4,942,243	-		単価契約
東芝CT装置保守委託契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2012/03/30	東芝メディカルシステムズ(株) 新潟県長岡市今朝白1-8-18	当該業務を遂行できる唯一の業者であり、他に対応できる業者がないことから会計規程第52条第4項に該当するため。	-	3,055,500	-		
平成24年度放射性医薬品調達契約	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2012/03/30	社団法人日本アイソトープ協会 文京区本駒込2-28-45	当該物品を販売する唯一の業者であり、他に対応できる業者がないことから会計規程第52条第4項に該当するため。	-	(予定総額) 5,557,650	-		単価契約
発電機修繕	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2012/03/15	エネサーブ株式会社 滋賀県大津市月輪2-19-6	総務省基準類型番号13「緊急の必要により競争に付することができない場合、及び会計規程52条第4項」緊急の必要により競争に付することができない場合、	-	5,775,000	-		
病院情報システム(再リース)	新潟県上越市大潟区犀潟468-1 独立行政法人国立病院機構さいがた病院 院長 下村登規夫	2012/3/1	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23	再リースであり、所有権のある当該業者以外取扱業者が他にないことから会計規程第52条第4項に該当	-	4,347,000	-		

(注)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。